

別表第1 (食品リサイクル肥料認証基準)

肥料の種類	特殊肥料		普通肥料	
	たい肥	その他	汚泥発酵肥料および水産副産物発酵肥料	その他
食品循環資源に由来する可能性のある肥料の種類	たい肥(わら、もみがら、樹皮、動物の排泄物その他の動植物の有機質(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。))をい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、液体肥料を除く。	魚かす、干魚肥料、甲殻類質肥料、蒸製骨、肉かす、米ぬか、はっこう米ぬか、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、木の炭油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす、骨炭粉末、骨灰、にかわかす、魚鱗、家さん加工くず肥料、貝殻肥料、石灰処理肥料、精糖副産石灰	汚泥発酵肥料 (一) 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 二 一に掲げる汚泥発酵肥料に植物質若しくは動物質の原料又は焼成汚泥肥料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 水産副産物発酵肥料 (魚介類の臓器に植物質若しくは動物質の原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)	副産窒素肥料(食品工業における発酵廃液等を濃縮乾燥)、副産りん酸肥料(ゼラチン、イントール等生産時の副産物)、副産カリ肥料(食品工業において副産されたもの)、魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこしはい芽及びその粉末、だいでい油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カボック油かす及びその粉末、とうもろこし浸漬液肥料、副産植物質肥料、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料
【1】食品循環資源由来であること 確認方法	肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が10%以上(容量比または重量比) 食品循環資源の搬入実績による確認	肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が10%以上(容量比または重量比) 食品循環資源の搬入実績による確認	肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が10%以上(容量比または重量比) 食品循環資源の搬入実績による確認	肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が10%以上(容量比または重量比) 肥料登録証 製造設計書、生産工程概要書の写しによる確認
【2】安全性の確保病原性微生物の制御 確認方法	たい肥製造時60℃以上連続7日間以上維持または65℃以上で連続48時間維持 製造施設の構造 ・温度記録(表面から深さ30cm層の測定温度・堆積型は定点、移動型は同一ロット定点相当部分)による確認	製造工程で安全性が担保されること 製造施設の構造・施設の維持管理の計画書による確認	たい肥製造時60℃以上連続7日間以上維持または65℃以上で連続48時間維持 製造施設の構造 ・温度記録(表面から深さ30cm層の測定温度・堆積型は定点、移動型は同一ロット定点相当部分)による確認	製造工程で安全性が担保されること 肥料取締法の登録申請時添付資料の製造設計書、生産工程概要書による確認
(異物混入の制御) 確認方法	異物が混入されていないこと 肥料取締法第25条:異物混入の禁止 ・サンプル目視、使用際の確認	異物が混入されていないこと 肥料取締法第25条:異物混入の禁止 ・サンプル目視、使用際の確認	異物が混入されていないこと 肥料取締法第25条:異物混入の禁止 ・サンプル目視、使用際の確認	異物が混入されていないこと 肥料取締法第25条:異物混入の禁止 ・サンプル目視
【3】品質の確保(植物に対する安全性) 確認方法	こまつな種子発芽率80%以上 熱水抽出法によるこまつな種子の発芽試験(※)(サンプルの調査)	サンプル調査 サンプル目視、官能検査(色、臭い、触感等)	こまつな種子発芽率80%以上 熱水抽出法によるこまつな種子の発芽試験(※)(サンプルの調査)	肥料取締法に準拠 登録申請時提出資料(分析証明書、製造設計書、生産工程概要書)
認証申請時に提出する肥料含有成分等の分析・試験項目	・窒素全量 ・りん酸全量 ・加里全量 ・銅全量(豚ふんを原料とする場合) ・亜鉛全量(豚ふん又は鶏ふんを原料) ・石灰全量(石灰を原料とする場合) ・炭素窒素比(C/N比) ・水分含有量(乾燥当り表示の場合) ・苦土 ・食塩 ・粗脂肪 ・EC ・pH ・こまつな発芽率	・窒素全量・りん酸全量 ・加里全量 ・石灰全量(石灰を原料とする場合) ・水分含有量 ・苦土 ・EC ・pH	肥料取締法に規定する分析証明書	肥料取締法に規定する分析証明書
①肥料取締法による届出、登録	・特殊肥料製造事業所届出書 ・肥料販売業務開始届出書	・特殊肥料製造事業所届出書 ・肥料販売業務開始届出書	・肥料登録証 ・肥料販売業務開始届出書	・肥料登録証 ・肥料販売業務開始届出書
②肥料取締法による品質表示基準(義務)	・特殊肥料の品質表示事項:堆肥 (1)肥料の名称 (2)肥料の種類(「堆肥」) (3)届出をした都道府県 (4)表示者の氏名又は名称及び住所 (5)正味重量(kg) (6)生産した年月 (7)原料(重量順) (8)主要な成分の含有量等 ①窒素全量 ②りん酸全量 ③加里全量 ④銅全量(豚ふんを原料とする場合) ⑤亜鉛全量(豚ふん又は鶏ふんを原料) ⑥石灰全量(石灰を原料とする場合) ⑦炭素窒素比(C/N比) ⑧水分含有量(乾燥当り表示の場合)	・特殊肥料の品質表示事項:一般 (1)肥料の名称 (2)肥料の種類 (3)届出をした都道府県 (4)表示者の氏名又は名称及び住所 (5)正味重量(kg) (6)生産した年月	・生産業者保証票(販売業者保証票) (1)登録番号 (2)肥料の種類 (3)肥料の名称 (4)保証成分量(%) (5)原料の種類 (6)材料の種類、名称及び混入の割合(%) (7)混入した物の名称及び混入の割合(%) (8)正味重量 (9)生産した年月 (10)生産業者の氏名又は名称及び住所 (11)生産した事業場の名称及び所在地	・生産業者保証票(販売業者保証票) (1)登録番号 (2)肥料の種類 (3)肥料の名称 (4)保証成分量(%) (5)原料の種類 (6)材料の種類、名称及び混入の割合(%) (7)混入した物の名称及び混入の割合(%) (8)正味重量 (9)生産した年月 (10)生産業者の氏名又は名称及び住所 (11)生産した事業場の名称及び所在地